

大学病院情報マネジメント部門連絡会議規約

(名称)

第一条 本会議は、大学病院情報マネジメント部門連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第二条 連絡会議は、医療の遂行に関する情報基盤の整備および医療情報の管理と運用が、医療機関の機能、医療資源の効率的利用、地域の医療環境を向上するに不可欠であることを鑑み、関係職域が連携して医療情報に関わる諸課題を研究討議し、全国的規模での実務的な問題解決を図り、我国の医療の質向上を図ることを目的とする。

(構成)

第三条 連絡会議は大学附属病院および大学関連の医療機関（以下「機関」という。）の職員から構成される。

2. 各機関に連絡会議代表者ならびに連絡会議事務担当者を1名ずつ置くものとする。なお、連絡会議代表者または連絡会議事務担当者の異動などに伴う変更は、遅滞なく運営委員会に届けるものとする。

(運営委員会)

第四条 連絡会議に運営委員会を置く。

2. 運営委員会に委員長を置き、委員長は連絡会議開催機関の連絡会議代表者とする。
3. 委員長の任期は、担当する前年度の全国大会終了後はじめて開催される運営委員会終了後から、担当する全国大会終了後はじめて開催される運営委員会までとする。
4. 委員長は、連絡会議代表者から運営委員を複数名、指名する。また、委員長は必要に応じて連絡会議代表者以外の者を運営委員に加えることができる。
5. 運営委員の任期は、委員長より指名を受けた日から、担当する全国大会終了後はじめて開催される運営委員会までとする。
6. 委員長が職務を遂行できない事情のあるときは、あらかじめ委員長が指名した者が代行する。
7. 委員長の指名により、運営委員会に事務を置くことができる。
8. 運営委員会の会議は委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席(委任状を含む)により成立する。
 - (2) 出席者の過半数をもって議決とする。
 - (3) 運営委員会に代理者の出席を認めるが議決権は有しない。
 - (4) 電話会議システム・電子メール等の手段をもって会議とすることができる。
9. 運営委員会は、次の事項を処理する。
 - (1) 全国大会の企画、開催および評価に関する事項
 - (2) 全国大会の開催機関の決定に関する事項
 - (3) 全国大会における常設の会議や分科会の設置・廃止に関する事項
 - (4) 連絡会議を構成する機関の入・退会、連絡会議代表者・事務連絡担当者に関する事項
 - (5) その他、規約の改廃と運用に関する事項、連絡会議の目的を達成するにあたって必要な事項
 - (6) その他の事項の総会への発議
10. 委員長は必要に応じて運営委員以外のものを運営委員会会議に招請できる。
11. 委員長は、任期終了時に連絡会議の関係書類を次期委員長に引き継ぐ。ただし、全国大会終了後に取りまとめる会計書類等は、当該年度終了時まで引き継ぎを保留できる。

(全国大会)

第五条 全国大会は、運営委員会の議を経て決定した開催機関が主催する。名称は大学病院情報マネジメント部門連絡会議に開催年度を付したものとする。

2. 全国大会の構成は次のとおりとする。
 - (1) 総会：議長は運営委員会委員長が務め、運営委員会の審議事項・決議事項の報告、運営委員会からの発議事項に対する審議および出席者からの発議に対する審議などを行う。なお、本会議の解散等、重要事項については、総会での審議を踏まえて運営委員会が決定する。
 - (2) 諸会議：運営委員会が企画した会議および連絡会議と関連の深い諸会議を行う。
 - (3) その他：運営委員会が重要と定めたテーマについて、分科会、シンポジウムおよび個別研究成果・事例報告会などを行う。
 - (4) 諸会議、分科会については、運営委員会の議により常設とすることができる。
3. 連絡会議を構成する機関の職員および連絡会議の目的を達成することに同意する者は全国大会に参加することができる。ただし、総会および一部の諸会議については出席者に制約を設けることができる。
4. 運営委員会委員長は全国大会の円滑な運営のために、開催機関の職員を中心とした大会事務局を設置する。
5. 開催機関は、全国大会の運営に必要な事前の準備や広報、経理、当日の運営、事後処理の一切を行う。
6. 総会、諸会議、分科会およびシンポジウムなどの参加者名簿、諸記録は、必要に応じて開催機関がまとめ、事務局が管理する。

(全国大会開催の経費)

第六条 全国大会の開催機関は出席者から会費を徴収することができる。

2. 開催目的に賛同した個人、団体および企業から賛助を受けることができる。
3. 全国大会の開催に必要な経費にあつては、概算および収支について開催機関における監査を受け、運営委員会に報告するものとする。

(その他)

第七条 その他、連絡会議の運営に必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定めることができる。

附 則

1. 平成 18 年 4 月 1 日施行「常置委員会委員の選任等に関する運用取り決め」は廃止する。
2. 平成 23 年 2 月 4 日施行「大学病院情報マネジメント部門連絡会議規約」を一部改訂した。
3. この規約は、平成 30 年 2 月 2 日から施行する。